(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	南相馬市

南相馬市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担当部署名南相馬市農林水産部農政課所在地福島県南相馬市小高区本町2-78電話番号0244-44-6115FAX番号0244-44-6047メールアドレスnosei@city.minamisoma.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画 主体には(代表)と記入する。
 - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、アライグマ、 ハクビシン、タヌキ、アナグマ
	ハクビシン、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和7年度~令和9年度
対象地域	南相馬市

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村 名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数值	
	水稲(飼料用米)	2 3 千円	2 8 a
イノシシ	麦類(小麦)	1 2 3 千円	100a
	豆類(大豆)	20千円	10 a
	計	166千円	138a
	水稲(食用米)	162千円	2 9 a
ニホンザル	いも類	110千円	10 a
	飼料作物(デントコーン)	176千円	2 5 a
	計	4 4 8 千円	6 4 a
カラス	野菜(トウモロコシ)	9 千円	10 a
73 7 7	花卉	250千円	5 а
	計	259千円	1 5 a
タヌキ	果樹、野菜	189千円	11a
	計	189千円	1 1 a
アナグマ	野菜	0 千円	0 а
	計	0 千円	0 а
合	計	1,062千円	228a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

・イノシシに関する農作物被害では、麦類を中心とした食害や稲の踏み荒らしが多く報告されている。

また、家庭菜園において、野菜や果樹の食害が確認されている。 旧避難指示区域では、農地や法面等の掘り返しも確認されている。

・ニホンザルに関する農作物被害では、飼料作物を中心とした食害が報告されている。

また、南相馬市では、ニホンザル17群、1,019頭及び群れの分裂による数群を認知している。

なお、ニホンザルの遊動域は、南相馬市東部に広がっている。

ニホンザルは、目線を合わせると威嚇されたと思い、人が視線をそらした時に襲う場合があるため、精神的被害や人的被害が発生する恐れがある。

・カラスに関する農作物被害では、花卉や野菜を中心とした被害が報告されている。

また、南相馬市全域において、ゴミ集積場のゴミ荒らしやテレビアンテナの破損等の生活環境被害が確認されている。

- ・アライグマ、ハクビシンに関する農作物被害は、家庭菜園において、果樹 や野菜の食害が確認されている。
- ・タヌキに関する農作物被害は、果樹や野菜を中心とした食害が報告されている。
- ・アナグマに関する農作物被害は、野菜を中心とした食害が確認されているが、農業者からの具体的な報告はない。

旧避難指示区域では、家屋等に、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマが侵入し、生活環境被害が確認されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和	5年度)	目標値(令和	9年度)
農作物被害額	水稲(飼料用米)	23千円	水稲(飼料用米)	2 1 千円
農作物被害面積		2 8 a		2 8 a
	麦類(小麦)	123千円	麦類(小麦)	111千円
		100a		100a
	豆類(大豆)	20千円	豆類(大豆)	18千円
		1 0 a		10 a
イノシシ		166千円		149千円
計		138a		124a
農作物被害額	水稲(食用米)	162千円	水稲(食用米)	146千円
農作物被害面積		2 9 a		2 6 a
	いも類	110千円	いも類	99千円
		1 0 a		9 а
	飼料作物(デントコーン)	176千円	飼料作物(デントコーン)	158千円
		2 5 a		2 3 a
ニホンザル		4 4 8 千円		403千円
計		6 4 a		5 8 a

農作物被害額	野菜(トウモロコシ)	9 千円	野菜(トウモロコシ)	8千円
農作物被害面積		10 a		9 а
	花卉	250千円	花卉	225千円
		5 а		5 а
カラス		259千円		233千円
計		1 5 a		1 4 a
農作物被害額	果樹、野菜	0 千円	果樹、野菜	0 千円
農作物被害面積		0 a		0 а
アライグマ		0千円		0千円
計		0 a		0 а
農作物被害額	果樹、野菜、い	も類 0千円	果樹、野菜、い	も類 0千円
農作物被害面積		0 a		0 а
ハクビシン		0 千円		0 千円
計		0 a		0 а
農作物被害額	果樹、野菜	189千円	果樹、野菜	170千円
農作物被害面積		1 1 a		1 0 a
タヌキ		189千円		170千円
計		1 1 a		1 0 a
農作物被害額	野菜	0 千円		0 千円
農作物被害面積		0 a		0 a
アナグマ		0千円		0 千円
計		0 a		0 а
	1	,062千円		956千円
合計		228a	17-11-7	205a

- ※現状の被害数値から3年間で10%減少させることとする。
- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・南相馬市では、南相馬市有害	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員の
に関す	鳥獣捕獲隊と鳥獣捕獲専任員の	高齢化に伴い、担い手の育成及び
る取組	連携により、銃器や罠を活用し、	狩猟者の確保が急務である。
	イノシシやアライグマ等の有害	・人に慣れたニホンザルの追い

捕獲を行う。

- 域においては、定期的に巡回し、 追い払いや有害捕獲を行う。
- ・カラスの被害においては、銃の醸成を図る必要がある。 器による許可捕獲やロケット花 火による追い払いを行う。

払いや捕獲が困難である。

ニホンザルの被害が著しい地 |・集落ぐるみの藪の刈り払い等 を実施し、野生鳥獣を人の生活圏 |に寄せつけないための自衛意識

組

- とに防護柵を設置する。
- ・家庭菜園を含む自家消費を目気が必要である。 的とする住民に対して、防護柵 の購入費の一部を助成する。
- 防護柵 ・出荷販売を目的とする農業者 ・集落ごとに防護柵を設置する の 設 置 に対して、ほ場単位で電気柵の 場合は、農作物被害における低減 等 に 関|無償貸与を行う。また、農作物被|率は高いが、電気柵の維持管理に する取|害の多い集落に対して、集落ご|おいては、個々の農家の対応に加 え、集落ぐるみの鳥獣被害防止対

の取組

- |害防止対策を推進する。
- 識の醸成を図るため、南相馬市 |を進めることが必要である。 では、地域住民向けの勉強会を 開催する。
- 野生鳥獣が人の生活圏に寄り つかないように旧避難指示区域 等の放任果樹の伐採を行う。

生 息 環 ・ 南相馬市では、藪の刈り払い ・ 地域ぐるみで地域全体の保全 境 管 理 及び緩衝帯の整備に要する経費 管理を行うため、刈り払い等の その他 を助成し、地域ぐるみの鳥獣被 保全管理の役割分担や地域が向 かうべき方向性等において、地域 ・鳥獣被害防止対策に関する知一の住民が自分事として話し合い

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課 題について記入する。
 - 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 - 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果 樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい て記入する。

(5) 今後の取組方針

・イノシシにおける農作物等の被害については、南相馬市有害鳥獣捕獲隊 と鳥獣捕獲専任員が連携し、狩猟及び罠の設置等により有害捕獲を行う。 また、南相馬市では、電気柵の適切な設置及び維持管理を行う。

- ・ニホンザルにおける農作物等の被害ついては、南相馬市ニホンザル管理 事業実施計画に基づき、群れの生息状況調査や被害状況調査を行い、現況を 把握した上で、個体群管理及び被害防除対策、生息環境管理の3つを適切に 組み合わせて、計画的、総合的に有害捕獲を行う。
- ・カラスにおける農作物等の被害ついては、銃器による許可捕獲を行う。 また、南相馬市では、ロケット花火による追い払いを行う。
- ・アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマにおける農作物等の被害については、南相馬市有害鳥獣捕獲隊と鳥獣捕獲専任員が連携し、獣種ごとに効率的かつ効果的な捕獲方法を協議し、罠を増やすなど捕獲圧の強化を図る。
- ・鳥獣被害の発生を未然に防ぐため、侵入防止柵の設置と放任果樹の伐採等による環境整備を行い、鳥獣被害を受けにくい地域づくりに取り組む。
- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。 (ICT (情報通信技術)機器やGIS (地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会小高支部及び鹿島支部、原町支部からの推薦を受けた者に対し、南相馬市長が南相馬市有害鳥獣捕獲隊員として委嘱する。

また、住民からの通報により、南相馬市から依頼を受けた南相馬市有害鳥 獣捕獲隊における有害捕獲を行う。

南相馬市では、鳥獣捕獲専任員を配置し、罠の設置や巡回を行う。

住民から寄せられた鳥獣の痕跡を含む目撃情報や生息状況調査における 発信器等のデータを活用し、個体群の生息域や個体数を把握して、適切な場 所に罠を設置するなど、有害鳥獣における捕獲圧の強化に取り組む。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート 等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の それぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に 従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ	・南相馬市では、南相馬市有害鳥獣捕獲隊員向け
	ニホンザル	に研修会等を開催する。

	カラス	・南相馬市では、広報誌等により鳥獣被害防止対
	アライグマ	策における普及啓発を行う。
	ハクビシン	また、狩猟免許の取得に関して周知する。
	タヌキ	・南相馬市では、狩猟免許取得費用を補助する。
	アナグマ	・南相馬市では、野生鳥獣における生息状況調査
		及び被害状況調査を実施する。
		・南相馬市では、住民からの痕跡を含む鳥獣の目
		撃情報に関する通報により、南相馬市有害鳥獣捕
		獲隊と連携し、有害捕獲を行う。
		・南相馬市では、住民と連携し、電気柵の効果的
		な設置における下草刈り等の維持管理を行う。
		・南相馬市では、行政区域を越えて活動する野生
		鳥獣に対し、隣接市町村と連携し、広域連携活動
l		に取り組む。
令和8年度	イノシシ	・南相馬市では、南相馬市有害鳥獣捕獲隊員向け
	ニホンザル	に研修会等を開催する。
	カラス	・南相馬市では、広報誌等により鳥獣被害防止対
	アライグマ	策における普及啓発を行う。
	ハクビシン	また、狩猟免許の取得に関して周知する。
	タヌキ	・南相馬市では、狩猟免許取得費用を補助する。
	アナグマ	・南相馬市では、野生鳥獣における生息状況調査
		及び被害状況調査を実施する。
		・南相馬市では、住民からの痕跡を含む鳥獣の目
		撃情報に関する通報により、南相馬市有害鳥獣捕
		獲隊と連携し、有害捕獲を行う。
		・南相馬市では、住民と連携し、電気柵の効果的
		な設置における下草刈り等の維持管理を行う。
		・南相馬市では、行政区域を越えて活動する野生
		鳥獣に対し、隣接市町村と連携し、広域連携活動
		に取り組む。
令和9年度	イノシシ	・南相馬市では、南相馬市有害鳥獣捕獲隊員向け
	ニホンザル	に研修会等を開催する。
	カラス	・南相馬市では、広報誌等により鳥獣被害防止対
	アライグマ	策における普及啓発を行う。
	1. • -	また、狩猟免許の取得に関して周知する。
	タヌキ	・南相馬市では、狩猟免許取得費用を補助する。
	アナグマ	・南相馬市では、野生鳥獣における生息状況調査
		及び被害状況調査を実施する。
		・南相馬市では、住民からの痕跡を含む鳥獣の目
		撃情報に関する通報により、南相馬市有害鳥獣捕
	ーニカアハタア ホララクヌナ ンスイビキグ シンスイビキが が グシ マ シザ グシ	ないのでは、

	獲隊と連携し、有害捕獲を行う。
	・南相馬市では、住民と連携し、電気柵の効果的
	な設置における下草刈り等の維持管理を行う。
	・南相馬市では、行政区域を越えて活動する野生
	鳥獣に対し、隣接市町村と連携し、広域連携活動
	に取り組む。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県第14次鳥獣保護管理事業計画(案)、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、南相馬市ニホンザル管理事業実施計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく 基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

	1		
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第14次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画及び福島県イノ	画及び福島県イノ	画(案)及び福島
	シシ管理計画に基	シシ管理計画に基	県イノシシ管理計
	づく基準により捕	づく基準により捕	画に基づく基準に
	獲を行う。	獲を行う。	より捕獲を行う。
	目標頭数800頭	目標頭数900頭	目標頭数1,000頭
ニホンザル	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第14次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画及び福島県ニホ	画及び福島県ニホ	画(案)及び福島県
	ンザル管理計画、	ンザル管理計画、	ニホンザル管理計
	南相馬市ニホンザ	南相馬市ニホンザ	画、南相馬市二ホ
	ル管理事業実施計	ル管理事業実施計	ンザル管理事業実
	画に基づく基準に	画に基づく基準に	施計画に基づく基
	より捕獲を行う。	より捕獲を行う。	準により捕獲を行
	目標頭数180頭	目標頭数180頭	う。
			目標頭数180頭
カラス	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第14次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画に基づく基準に	画に基づく基準に	画(案)に基づく基

	ト川埔猫な行う	ト川博獲な行う	進に上し揖獲ね行
	より捕獲を行う。	より捕獲を行う。	準により捕獲を行
	目標頭数200羽	目標頭数200羽	う。
			目標頭数200羽
アライグマ	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第14次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画及び福島県アラ	画及び福島県アラ	画(案)及び福島県
	イグマ防除実施計	イグマ防除実施計	アライグマ防除実
	画に基づく基準に	画に基づく基準に	施計画に基づく基
	より捕獲を行う。	より捕獲を行う。	準により捕獲を行
	目標頭数400頭	目標頭数400頭	う。
			目標頭数400頭
ハクビシン	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第14次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画に基づく基準に	画に基づく基準に	画(案)に基づく基
	より捕獲を行う。	より捕獲を行う。	準により捕獲を行
	目標頭数250頭	目標頭数250頭	う。
			目標頭数250頭
タヌキ	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第14次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画に基づく基準に	画に基づく基準に	画(案)に基づく基
	より捕獲を行う。	より捕獲を行う。	準により捕獲を行
	目標頭数1,000頭	目標頭数1,000頭	う。
			目標頭数1,000頭
アナグマ	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第14次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画に基づく基準に	画に基づく基準に	画(案)に基づく基
	より捕獲を行う。	より捕獲を行う。	準により捕獲を行
	目標頭数200頭	目標頭数200頭	う。
			目標頭数200頭
t	1		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

• 捕獲時期

南相馬市では、福島県猟友会小高支部及び鹿島支部、原町支部と情報交換や協議を行い、農作物被害が多い春季から秋季を中心に捕獲を実施する。

• 捕獲場所

南相馬市では、人的被害の恐れがある野生鳥獣や農作物被害が大きい地区を中心とし、有害捕獲を行う。

また、南相馬市では、地域住民の理解を得ながら、安全かつ効果的な方法において、有害捕獲を行う。

• 捕獲方法

イノシシ 箱罠、くくり罠、銃器

ニホンザル 箱罠、くくり罠、銃器

カラス 銃器

アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ 箱罠、くくり罠

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について 記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

南相馬市では、罠の設置が困難な山間部の農地に、イノシシ等の大型獣類が出没し、農業者や農作物等に被害がおよぶ恐れがある場合は、あらかじめ 周囲の安全を確保し、ライフル銃による緊急捕獲を実施する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル 銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計 画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
イノシシ	電気柵(2段)	電気柵(2段)	電気柵(2段)	
ニホンザル	11, 000m	11, 000m	11, 000m	
	侵入防止柵(電気	侵入防止柵(電気	侵入防止柵(電気	
	柵+金網柵)	柵+金網柵)	柵+金網柵)	
	10, 000m	15, 000m	15, 000m	

複合柵	(ネット	·柵複	合柵	(ネッ	ト柵	複合柵	(ネッ	ト柵
十電気柵	})	+	電気権	∰)		十電気相	∰)	
1,	0001	m	1,	0 0	0 m	1,	000	0 m
金網柵		金	網柵			金網柵		
3,	000	m	3,	0 0	0 m	3,	000	0 m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	農作物被害を低減	農作物被害を低減	農作物被害を低減
ニホンザル	するため南相馬市	するため南相馬市	するため南相馬市
	では電気柵を設置	では電気柵を設置	では電気柵を設置
	し、鳥獣被害防止	し、鳥獣被害防止	し、鳥獣被害防止
	対策を実施する。	対策を実施する。	対策を実施する。
	また、地域住民に	また、地域住民に	また、地域住民に
	よる電気柵周辺の	よる電気柵周辺の	よる電気柵周辺の
	点検及び定期的な	点検及び定期的な	点検及び定期的な
	草刈りを行う。	草刈りを行う。	草刈りを行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記 入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

上上心境境自在との他依日初正池米に関する事項		
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ	・南相馬市では、農作物被害を効果的に低減する
	ニホンザル	ため、野生鳥獣の生態や行動域データを活用し、
	カラス	有害捕獲を行う。
	アライグマ	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊のパトロールによる
	ハクビシン	有害鳥獣の追い払いを行う。
	タヌキ	・鳥獣被害防止対策に関する講習会を開催する。
	アナグマ	・イノシシによる農作物等の被害の発生を未然に
		防止するため、イノシシの隠れ家となる藪の刈り
		払い等を集落ごとに実施する。
		・放任果樹の点検や伐採等を行い、鳥獣被害を
		受けにくい安全な集落及び農地環境を整備する。
令和8年度	イノシシ	・南相馬市では、農作物被害を効果的に低減する
	ニホンザル	ため、野生鳥獣の生態や行動域データを活用し、
	カラス	有害捕獲を行う。

	アライグマ	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊のパトロールによる
	ハクビシン	有害鳥獣の追い払いを行う。
	タヌキ	・鳥獣被害防止対策に関する講習会を開催する。
	アナグマ	・イノシシによる農作物等の被害の発生を未然に
		防止するため、イノシシの隠れ家となる藪の刈り
		払い等を集落ごとに実施する。
		・放任果樹の点検や伐採等を行い、鳥獣被害を
		受けにくい安全な集落及び農地環境を整備する。
令和9年度	イノシシ	・南相馬市では、農作物被害を効果的に低減する
	ニホンザル	ため、野生鳥獣の生態や行動域データを活用し、
	カラス	有害捕獲を行う。
	アライグマ	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊のパトロールによる
	ハクビシン	有害鳥獣の追い払いを行う。
	タヌキ	・鳥獣被害防止対策に関する講習会を開催する。
	アナグマ	・イノシシによる農作物等の被害の発生を未然に
		防止するため、イノシシの隠れ家となる藪の刈り
		払い等を集落ごとに実施する。
		・放任果樹の点検や伐採等を行い、鳥獣被害を
		受けにくい安全な集落及び農地環境を整備する。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する 知識の普及等について記入する。
- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南相馬市	住民からの相談窓口業務を行う。
	住民の通報により南相馬市有害鳥獣捕獲隊に
	捕獲を依頼する。
	住民に注意喚起を行う。
	被害状況を確認し、各関係機関との連絡調整
	を行う。
南相馬市有害鳥獣捕獲隊	追い払いや有害捕獲を行う。
南相馬警察署	住民に注意喚起を行う。
	交通規制を実施する。
相双地方振興局県民環境部	情報収集及び情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

地域住民(通報)→南相馬市(捕獲依頼)→南相馬市有害鳥獣捕獲隊 地域住民(通報)→南相馬警察署(注意喚起、交通規制) 南相馬市(連絡調整)→相双地方振興局(情報収集、情報提供)等

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により 記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

南相馬市では、自己所有地等での埋設や処理施設において焼却処分する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシの肉は、原子力災害対策特別措置法に基づ
	き、出荷制限や摂取制限の指示があるため、当面の
	間、食品での利用は困難である。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他	南相馬市では、東北大学との協定に基づき、ヒトの
(油脂、骨製品、角	内部被ばくにおける物質の研究や安全基準の設定に
製品、動物園等で	おける研究のため、代謝や臓器の構造がヒトと等し
のと体給餌、学術	いニホンザルを検体として東北大学に提供する。
研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品 等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。 (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

- (注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の 知識を有する者の育成の取組等について記入する。
- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

協議会の名称	該当なし
構成機関の名称	役割
該当なし	該当なし

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記 入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等 の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
磐城森林管理署	国有林に関する情報提供と助言指導を行う。
原町森林事務所	
福島県相双地方振興局	鳥獣保護管理に関する情報提供と助言指導を
県民環境部	行う。
福島県相双農林事務所	有害鳥獣に関する情報提供と助言指導を行う。
農業振興普及部	
福島県相双農林事務所	農地周辺の環境整備としての森林整備に関す
森林林業部	る情報提供、助言・指導
相馬地方森林組合	民有林に関する情報提供と助言指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が あれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が 行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、 地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が わかる体制図等があれば添付する。
- (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止 施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育 成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に 関する人材育成の取組を含む。)について記入する。
- 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の 実施に関し必要な事項について記入する。